

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

下仁田町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 下仁田地域

(1) 現況

本地域の農地は、市街化近郊の比較的平坦な川井地区及び吉崎地区と、山間部で傾斜のある栗山地区に分かれて分布している。

川井、吉崎地区にある農地は、住宅地に隣接し小規模で分散しており、主に自家用露地野菜の栽培中心の畑地利用がされている。また、栗山地区については、傾斜が強く、基盤整備も困難なため、山腹を利用した蒟蒻栽培が中心である。

今後は、過疎化も進むと考えられるため高齢者でも容易に栽培可能な作物の推進が必要であり、川井、吉崎地区にある農地は、住宅地に隣接した農地も多い事から、環境に配慮した持続性の高い農業の推進を行っているが、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進し、地域による農業生産活動を維持することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成の一助を担うと共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の実施と農業生産を維持させることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 馬山地域

(1) 現況

本地域は、比較的平坦な農地が多く、本町において最も下仁田葱と蒟蒻の栽培が盛んな地域である。農道整備等の基盤整備も一部行われていることから、比較的機械化が進んでおり、基幹作物を中心として露地野菜との複合経営が行われている。基盤整備が進む反面、山林に接している農用地の遊休化も増加しており、高齢化や担い手不足による農業離れの影響から、耕作放棄地も増加傾向にある。

今後は、新たな担い手として高齢者や女性を中心に、比較的栽培管理が容易な施設野菜等の少量多品目栽培を推進し、また、特産農産物のブランド化を行っていることもあるため、環境に配慮した持続性の高い農業の推進を行っているが、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進し、地域による農業生産活動を維持することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成の一助を担うと共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の実施と農業生産を維持させることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 小坂地域

(1) 現況

本地域は、比較的平坦な農地で日照条件も良いが、森林に隣接する農地では鳥獣被害を受けやすく、野菜等の栽培は少ない状況である。現在は、蒟蒻や椎茸を中心とした栽培が行われている。

今後は、食害や環境負荷の少ない、ふきのとうやウドなど山菜や桑の栽培など、環境に配慮した持続性の高い農業の推進を行っているが、畑としての効率的な利用を進める必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進し、地域による農業生産活動を維持することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成の一助を担うと共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の実施と農業生産を維持させることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4 西牧地域

(1) 現況

本地域は、農地の大部分が山間傾斜地であるため日照条件に恵まれず、機械化も困難であることから農地の利用が進まない状況にある。作付けの中心は蒟蒻であるが、高齢化や担い手不足による農業離れの影響から、高齢者や女性でも比較的容易に出来る施設園芸が行なわれている。

今後は、比較的容易に栽培可能な農作物等の栽培促進を図り、農地としての利用推進を行う。また、農地の復元や景観保全のため遊休農地への牛の放牧、採草牧草地としての活用等も推進する必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、地域による農業の生産活動を維持することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成の一助を担い、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	促進計画区域全域	法第3条第3項第1・3号に掲げる事業、
	神津屋敷地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業、

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

下仁田町全域（過疎法、特定農山村法、一部が山村振興法に指定）

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

（国のガイドラインに基づき指定する場合）

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のように該当する地域は除く。）

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %
以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(オ) 群馬県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

注1 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

注2 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね 1/2 以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、下仁田町の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。